

中央区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約分)

様式14

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	手数料徴収事務にかかる電子レジスター他4点保守業務委託	200:その他	グローリー(株)	141,912	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G3	-
2	行旅死亡人葬祭委託	200:その他	(株)公益社	171,389	平成29年4月17日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-
3	平成29年度中央区夏休み人権啓 発事業業務委託	200:その他	一般財団法人大阪教育文化振 興財団	282,546	平成29年5月8日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
4	平成29年度中央区人権啓発推進 事業業務委託	200:その他	一般財団法人大阪教育文化振 興財団	478,808	平成29年5月8日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
5	平成29年度中央区体験型防災教 育推進事業業務委託	200:その他	一般財団法人 大阪市コミュニ ティ協会	298,000	平成29年5月8日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	-
6	行旅死亡人葬祭委託	200:その他	(株)公益社	171,389	平成29年6月9日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

1. 案件名称

電子レジスター他 4 点保守業務委託

2. 契約の相手方

グローリー株式会社

3. 随意契約理由

電子レジスター他 4 点の保守点検を安全・確実かつ迅速に行うためには、機器の構造・動作原理等の知識を有していることが必要であるとともに、故障発生時における早急な部品の確保が肝要となる。

そのため、電子レジスター他 4 点の保守については、機器の製造業者又はこれらを有する機器の納入・据付業者がその業務を請負っている。

仮に、保守業務を製造業者ごとに契約すると、故障発生原因による対応業者の選別が必要となることから復旧が遅延することとなり、保守責任の所在も不明確となる。

契約の相手方であるグローリー（株）は、電子レジスター他 4 点の納入・据付業者であるとともに、釣銭機及びドロアの製造業者であり、これらの保守業務は他社ではできないことから、本業務を行うことが唯一可能なグローリー（株）との特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所窓口サービス課住民登録グループ(電話番号: 0 6 - 6 2 6 7 - 9 9 6 3)

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 29 年度中央区夏休み人権啓発事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

本事業は、子どもたちが、思いやりや命を大切にする心を育み、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、「人権」が身近な問題だと体得できる機会を提供することを目的としている。本事業を実施するにあたり、さまざまな人権問題に対し、多くの参加を図るためには、ノウハウや応用力が必要とされるため、もっとも適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて使用を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できるため、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 29 年度中央区人権啓発推進事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

本事業は、市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかり差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、社会に存在するさまざまな人権課題について、接し学ぶための機会を提供することを目的とする。本事業を実施するにあたり、さまざまな人権問題に対し、あらゆる年齢層の参加を図るためには、ノウハウや応用力が必要とされるため、もっとも適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて使用を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できるため、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 29 年度中央区体験型防災教育推進事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業は、中央区の子どもの防災教育に関わる教職員、学校支援ボランティア、地域人材や、小学生とその保護者等を対象に、防災講演会・参加型体験学習会を開催し、災害時に必要となる知識や技能を学ぶとともに、参加者が、地域や家庭の実情に応じて知識や技能を活用することで、中央区の児童が、自他の生命を尊重し、地域・集団の安全に役立つことのできる態度を育成することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、防災教育に関する専門的な知識・技術、市民にわかりやすく伝えるためのノウハウや応用力が必要とされるため、最も優れた提案をした事業者からの提案内容に基づいて仕様を構成することにより、本業務委託の優れた成果が期待できるため、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援グループ

(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）